皇室事項

御祝電

天皇陛下は、九月八日マケドニア旧ユーゴスラビア共和国の独立記念日につき、同月七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、九月九日タジキスタン国の独立記念日につき、同月七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

防災基本計画の修正について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第１項の規定に基づき、防災基本計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成24年９月11日

中央防災会議会長　野田　佳彦

防災基本計画の修正について

一．修正の目的

１．防災基本計画は、国、公共機関、地方公共団体等が防災に関し講ずべき措置及びその役割分担等について規定するものであり、災害対策基本法に基づき中央防災会議が毎年検討を加え、必要に応じ修正されるものである。

２．災害対策基本法の改正、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告、原子力規制委員会設置法等の制定等を踏まえ、大規模広域災害対策及び原子力災害対策の強化を中心に修正を行った。

二．修正年月日　平成24年９月６日

（平成24年９月６日施行。ただし、原子力災害対策編については、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条の規定により改正される原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第６条の２に規定する原子力災害対策指針が定められた日に施行する。）

三．主な修正内容

１．総則において、主に次の内容を規定した。

災害予防の段階における最新の科学的知見の総動員、ハード・ソフトの組み合わせ、住民の防災意識の向上、企業・組織の事業継続等について、災害応急対策の段階における迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有、被災者のニーズの多様性への対応等について、災害復旧・復興の段階における被災地域の特性等を踏まえた復旧・復興対策の推進について規定した。

２．自然災害対策各編等において、主に次の内容を規定した。

⑴　災害予防関連

①　住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。国及び地方公共団体は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

②　平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

③　国、地方公共団体等は、燃料、発電機等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

④　被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合を想定し、都道府県職員が情報収集のため被災地へ赴く場合の情報収集要領をあらかじめ作成するよう努める。

⑤　市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

⑥　地方公共団体及び防災関係機関は、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順等について必要な準備を整える。

⑦　地方公共団体は、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

⑧　国及び地方公共団体は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

⑨　国、地方公共団体等の防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、その備えを充実する。

⑩　国は、公共機関、地方公共団体等との連携を強化するため、多数の機関が参画する枠組みの活用等により、広域に被害が及ぶ大規模災害を想定した防災訓練を積極的に実施する。

⑵　災害応急対策関連

①　国は、災害の規模が極めて甚大であり、被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ、かつ、通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、要求を待ついとまがないと認められるときは、被災都道府県からの要求を待たないで、都道府県に対し、被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求する。

②　非被災地方公共団体は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、広域搬送拠点から、非被災地方公共団体内の医療機関までの重症者等の輸送を実施する。

③　被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

④　国は、被災地方公共団体が、被災者のニーズ把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送を開始する。

⑤　国は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

⑥　複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

⑶　災害復旧・復興関連

①　男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進する。

②　国及び地方公共団体は、学校の復興と街づくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

③　市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

３．原子力災害対策編において、主に次の内容を規定した。

⑴　災害予防関連

①　国及び原子力事業者は、官邸、原子力規制庁の緊急時対応センター、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）、原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「原子力事業所災害対策」という。）の実施を統括管理するための施設（以下「緊急時対策所」という。）、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。）との間の円滑な情報連絡を確保するため、各々の拠点間をつなぐテレビ会議システム及び衛星電話の整備を行う。